

自転車を運転する時にはご注意ください

道路交通法が改正され、平成 27 年 6 月 1 日から「自転車運転者講習」制度が始まりました。

「自転車運転者講習」とは、信号無視や一時不停止など政令で定める 14 項目の危険行為を 3 年以内に 2 回行った自転車運転者に命じられる講習で、受講命令に違反した場合、罰則（5 万円以下の罰金）の対象となります。

今回は、自転車の関係する交通事故についての統計を見てみたいと思います。

図 1 は平成 16 年から平成 26 年の京都府内における自転車の関係する交通事故発生件数の推移を示しています。

平成 16 年には 3986 件発生していた自転車の交通事故ですが、年々減少し、平成 26 年は 2182 件と、平成 16 年の発生件数から約 4 割程度減少しています。

図 2 は平成 25 年に発生した自転車事故の類型別発生件数を示しています。

類型別に見てみると、自転車と自転車を含む車両の事故である車両相互が最も多く 2290 件です。（事故の相手方件数で見ると、自転車と自動車との交通事故が最も多く 1889 件発生しています。）

次に多い事故が歩行者と自転車との事故である人対車両で、66 件ありました。

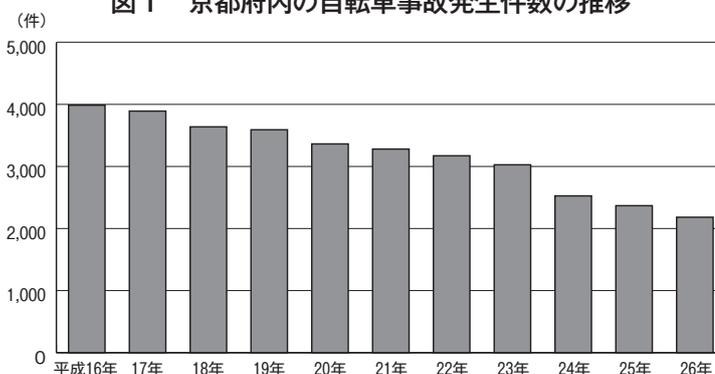
さらに、類型別で最も多かった車両相互の事故について内訳を見てみると、出会い頭での事故が最も多く 1271 件と 5 割以上を占めています。

自転車は毎日の生活や観光・レジャーに欠かせないものです。

自転車運転に関する新たな制度が施行されたこの機会に、自分がしっかりルールを守って運転できているか確認してみたいはかがでしょうか。

ルールを守って楽しく安全に、自転車を利用しましょう。

図 1 京都府内の自転車事故発生件数の推移



出典：京都府警察本部「平成 25 年 交通統計」
「統計資料（交通） 自転車事故の特徴」

図 2 平成25年 自転車事故 類型別発生件数（京都府）

種類	件数	割合
正面衝突	46	2.0%
追突（進行中）	28	1.2%
追突（その他）	11	0.5%
出会い頭	1,271	55.5%
追越・追抜時	80	3.5%
すれ違い時	40	1.7%
左折時	275	12.0%
右折時（右折直進）	131	5.7%
右折時（その他）	152	6.6%
車両相互（その他）	256	11.2%
車両相互	2,290	
人対車両	66	
車両単独	11	
列車	1	
計	2,368	

出典：京都府警察本部「平成 25 年 交通統計」